

議会だより

▶令和2年度 補正予算 … P10

▶令和3年度 補正予算 … P10

議会会期

令和3年6月定例会:6月8日~23日



「新緑を描く」 鈴木 典久 氏 第43回ひのきの里上松フォトコンテスト 入選



令和2年度 一般・特別会計補正予算

一般会計（第10号） 補正額 △9,994万円 総額 58億5,675万円

主な歳入

町税	町民税、固定資産税の納付額確定	△623万円
地方交付税	交付金の確定	2,531万円
財産収入	ねぞめホテル建物貸付料の減免	△1,348万円
繰入金	財政調整基金繰入金確定	△8,330万円

主な歳出

総務費	庁舎建設事業（事業確定）	△983万円
民生費	障害者自立支援事業（利用者数減）	△617万円
商工費	中小企業者等新型コロナウイルス拡大防止対策 支援補助事業（申請数確定）	△1,417万円

その他の主な補正

	ねぞめホテル施設整備基金積立（建物貸付料減免）	△360万円
	町営住宅改良事業（野口住宅外構工事減）	△161万円
	消防費（自粛による訓練出動費減）	△456万円
	社会体育事業（行事中止によるゆうゆうクラブ委託料減）	△396万円

国民健康保険特別会計（第5号） 補正額 1,185万円 総額 3億8,373万円

後期高齢者医療特別会計（第2号） 補正額 △256万円 総額 7,404万円

令和3年度 一般・特別・公営事業会計補正予算

一般会計（第1号） 補正額 2億1,280万円 総額 37億7,636万円

主な歳入

国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種事業地方創生臨時交付金	11,362万円
県支出金	災害復旧費県補助金（林道施設災害復旧費補助金）	△32万円
繰入金	財政調整基金	5,215万円
町債	過疎対策事業債（公共土木施設整備債、教育事業債）	4,160万円

主な歳出

商工費	商工振興事業（ささえあい商品券支給事業）	4,280万円
土木費	橋梁長寿命化修繕事業	1,138万円

その他

	コミュニティ助成金事業、移住・定住促進事業	760万円
	新型コロナウイルスワクチン予防接種事業	2,043万円
	プレミアム商品券発行	1,450万円
	道路施設修繕事業（諸原橋、大沢線棧橋、町道駅前線）	682万円
	防災備蓄倉庫設置工事	1,062万円
	子育て支援学校給食費補助	1,499万円

国民健康保険特別会計（第1号） 補正額 10万円 総額 4億2,684万円

水道事業会計（第1号）

資本的支出 補正額 △344万円 総額 1億6,400万円

主な質疑応答

一般会計(第一号)

鈴木議員 消防費ガスバルク隔壁設置工事の内容は。

A 建築基準法により防火壁設置が義務付けられ庁舎南側に設置を予定している。

山村議員 駅裏駐車場へのJR跨線橋は滑りやすく負傷者がでている。町管理ときいているが対策は。A 予算との関連もあるが、出来るだけ早く対処する。

山本議員 新型コロナワクチン予防接種事業工事請負費の内容は。

A 健康増進センターホールにエアコン四台の設置工事を計画。

鎌倉議員 旧森林管理署事務所(寝覚)用地購入とあるが使用目的はあるか。

A 確定ではないが教員住宅または移住定住促進のためのサテライト住宅を考えている。

村上議員 鬼淵橋・小田野森林鉄道の管理は。

A 町道の認定ではないが、近代の遺産と認識している。

村上議員 今あるものを大切にし観光資源として活用する手立ては考えているか。

A 今後検討していく。
水澤議員 学校給食食材費補助の範囲は。

A 小・中学校児童全員、全額を補助する。

山村議員 現在行われている社会体育館改修完了のめどは。

また、使用料の変更はあるか。

A 七月いっぱい完了の見込み。使用料の変更はない。

森議員 財政調整基金の使途は決まっているか。

A 定めがないので決まっていな

い。
森議員 CO₂モニターの小・中学校配備は。

A 配備してある。

村上議員 上松町誌を「ふるさと納税返礼品」に活用できないか。

A 一冊でも売れ、上松とのつながりができる方が増えればありがたい。前向きに検討する。

森議員 防災備蓄倉庫設置の概要は。

A 避難所として、社会体育館・公民館・総合文化センターを定めている。新型コロナウィルス感染症対策として、ダンボールベッド・間仕切り等の備蓄用倉庫を総合文化センター敷地内に設置する。

人口減少の進行と地区活動の維持存続

答 まちづくりのリーダーを育成していく

横井 勇 議員



Q 本年度を開始年度とする第六次町総合計画にPDCAサイクルに基づく進捗管理を行うことが盛り込まれている。一昨年度までの第一期町総合戦略での取り組み状況からすると実施が懸念される。取り組み体制を伺う。

A 検証にあたって評価基準等を検討し、他の町村の状況も参考にして推進体制を作つて、的確な効果検証に取り組んで行く。

Q 第六次町総合計画の策定に際して行った町民意識調査の結果がある。

A 人口減少に対する施策の質問に対して、一番多かった回答が住宅施策で、二番目に多かったのが「自治組織活動を維持存続するため組織の見直しや地区の再編を行う」であった。

A 年々、地区の人数、世帯数が減少してくることに對して、昔のような役割分担は難しいという実態があり、そこに多くの町民が負担感を感じているのではないだろうかということを、懇談を通じて考えている。

Q 地区の自治組織活動について、現状に大きな問題はな

いといった地区もあれば、高齢化、人口減少が進んで、地区の役員のなり手不足、地区活動への制約といったことが、目の前の課題になってきている地区もある。

A 地区役員について、そして地区の合意形成について、それぞれの地区の歴史がある。それぞれの地区の実態が異なる。地区の自治組織活動はさまざまである。

年々、地区の人数、世帯数が少なくなるなかで、集落単位のコミュニティを形成することは、徐々に難しくなってくるものと考えている。

Q 今後の取り組みについてどのように考えているか。

A 地区のなかの規模の小さな集落への支援について、検討していかなければならないと考えている。

地区の統合については、祭りや地区の伝統行事など歴史を考えると、容易にはいかないと感じて

いる。地域づくりを支援し、まちづくりの先頭に立っていただけ、地域の先頭に立っていただけの人材を育成していきたい。

床の揺れを直せと何故一言、言えないのか

答 議員は欠陥と言うが私は欠陥だと思っていない

山本勝己 議員



- Q 初めに六月二日の新聞報道で町民は非常に新庁舎の床の揺れに関心を持っている。住民より業務に支障のない時間で揺れの確認要請があったら対応してくれるか。
- A プライバシー配慮等の書類が有るので無理である。
- Q それでは町が時間を決めて公開してほしい。
- A 現在調査中の為、当町に任せてほしい。
- Q 八日の全員協議会において床の揺れによる説明が有った。多くの税金を投入し出来た建物は住民の物だ。住民を代表して町長が施主を務めたと思う。その場で設計業者から耐震的に問題なく第三者機関により法適合もしているが揺れは設計意図に対し想定外の事象であると揺れの問題を認めている。問題は設計か施工かの原因かを追究して行くとの事だったが何処まで進んだか。
- A 現在調査の計画書を作ってもらっている。
- Q 業者に対し施主として何故直せと言えないのか、業者を擁護しているのしか思えない。町長が直せと言いつつ、後調査改修するのは業者だ。今回
- は町のお金であり町民の税金である。もし町長が家を建て床が揺れたら直せと言うだろう。法適合しているから良いなんて言う人はいない。もし、私が町長なら「旧庁舎に一時移るから一カ月で直せ」と言う。業者に対しては移転費用を請求する。それが当たり前である。
- A 議員は欠陥と言うが私は欠陥と思っていない。木造住宅は木の特性上少しは揺れる時間が経つと収まると聞いている。また、業務に支障はきたしていない。色々な要因が有るので、現段階で町より業者に「業者の責任で直せ」とは言えない。調査の状況は随時町民に説明して行く。
- Q 執務室中央部の通路ではなく周囲を使う様指示、すでに業務に支障が有るのでは。
- A 揺れを感じる人に差があるので健康上の配慮の処置。
- Q 対策完了は何時になるか。
- A 現状調査中の為時期は言えない。

庁舎二階職員の健康管理は

答 きめ細かくフォローしていく

鎌倉寿恵 議員



- Q 国の「労働安全衛生法」「労働契約法」の基、労働者はその職場において安全と健康を保証されなければならぬ。庁舎二階執務室床振動発生状況の中職員への聞き取り調査の結果は。
- A 設計会社の測定結果は、特段問題となる測定値は見られない、との報告を受けているが、床振動の事実は掌握している。開庁時、職員からの報告の後五月二十八日「庁舎建設推進委員会」にて対応を検討した。執務室中央の利用の制限・席の移動により揺れ(体感)の軽減がみられた。
- Q 具体的には。
- A 体感二十七名中二十二名が軽減し五名は揺れを感じている。
- Q 体調・メンタル面が危惧されるが、職員の健康対処の窓口はどこか。
- A 「職員安全衛生委員会」の産業医が相談窓口となる。
- Q 今後の具体的サポートは。
- A 根本的な解決策を探る中で今対応出来る事にしっかりと取り組んでいく。より細かいサポートに努める。
- Q 毎年日本各地で豪雨・地震等の災害が起きている。
- 以前の異常気象は、もはや通常気象との認識を改める程災害は身近となった。
- さて、本年は東日本大震災より十年になる。三月十一日十四時四十六分当町にサイレンが鳴らなかつたのは何故か。
- A 国からの通達で、震災の節目に弔意を示すべく「大喪の例」に準じた「半旗の掲揚」をした。
- Q 他町村では鳴った所もある。理由は。
- A 国からの要請事項には無かつた為鳴らさなかつた。
- Q この日のサイレンは、被災された方々、亡くなられた方々に思いを寄せると共に災害への備えに意識を高めて頂けるチャンスの日でもあつたと考える。災害時の自助・互助を促す上でこれからの取り組みは。
- A 普段の生活の中でどれだけ非常時を認識できるかに重点を置きすすめていく。
- Q 今後サイレンは鳴らすか。
- A 弔意を表すと共に災害の歴史を後世に伝えていく事も重要。他町村の対応も参考にしながら関連部所と検討していく。

新型コロナウイルスワクチン接種予定は

【答】高齢者は7月末、一般は11月末迄に終了予定

鈴木紀夫 議員



Q 新庁舎が供用開始となつて一ヶ月が経過した。使ってみて良かった点と良くなかった点はどこか。

A 駐車場もあり、各課へ直接受付する事が出来る。明るい庁舎となり良かった。

Q 入り口スロープに2cmの段差があり躓きやすい。バリアフリーではないがどうするのか。

A 設計業者に改善策を求めている。

Q 役場駐車場にひのきの里総合文化センター利用者も車を停めても良いのか。

A 停めても良い。旧役場にも駐車していただくように案内している。

Q 町民ホールの活用はどうか。

A 庁内飲食店業者がテイクアウト商品を販売して利用している。地域おこし協力隊木工部のテーブル椅子を展示し利用している。

Q 公民館サークルの展示発表の場として利用してほしい。

A 色々な活用を検討している。

Q 新型コロナウイルス感染症対策によるワクチン接種で高齢者の接種状況と予定はどうか。

A 千八百十五人中、千五百三十九人が希望している。八十四・八％である。七月末までに高齢者の希望者は接種完了予定である。

Q 十二才以上から六十五才未満までのワクチン接種希望者の予定は。小中学生の保護者への説明はどうするのか。

A 六月二十九日から高齢者と並行して六十才から六十四才の方の接種も始めて行く。

一般の方の希望者は十一月末までには終わる予定。小中学生の保護者には接種券を配布する際に分かりやすいワクチンに関する資料も同封する。

Q 平日に受けられない方への対応は。

A 金曜日の夕方五時以降と土曜日、場合によっては日曜日の接種も考えたい。

Q 小中学校の給食費無償化の財源は。他の財政に影響はないのか。

A 給食費保護者負担分は千四百九十九万円を計上している。過疎債のソフト事業が財源である。町長の方針でもあり、締める所は締めて努力していく。

子供の視機能の特性の発見と支援について

【答】医師とも相談してきめ細かに取り組む

水澤まどか 議員



Q 上松町の学校でも、子供達にタブレットが支給されるなど、デジタル化が進んでいる。ICT機器の子供達の視機能への影響が示唆される研究結果もある。様々な視機能が総合的に働いて、日常生活動作や学習、運動なども密接に関係すると考えられる。弱視は早期発見・早期治療が重要とされている。幼児から中学生までの視機能検査の実施状況と受診率は。

A 三歳児から家庭への目に関するアンケート、年少児、年中児では視能訓練士による検査を行っている。受診率は八十八・五％。小中学校では年二回の視力検査を実施、年一回眼科医による眼科検診を実施。視力の弱い児童生徒には席を配慮するなど学習に影響がないよう配慮している。

Q 屈折検査は行っているか。行っていない。

A 屈折検査は長野県の約七割の自治体で機器を使い実施している。検査機器の導入を提案する。

Q 早期発見、治療が弱視の方にとって重要と認識している。担当係と検討したい。

Q 弱視治療用眼鏡等の購入について、健康保険や福祉医療費の規定を超えて治療用眼鏡の購入が必要となった場合の補助金の支給を提案する。

A 担当係と検討したい。

Q 視覚障害に限らず、心身に様々な特性を持った方への理解と配慮を育てるための周知活動を行っているか。

A 障害に関する周知活動は福祉係中心に行っており、差別や偏見に繋がらないよう今後も実施したい。学校でも普段から教育を進めている。

Q 小中学校での視機能の健康維持対策は。

A 視力低下や眼精疲労予防に「二十分二十秒二十フィート」という手法を導入する。視力検査等により情報把握に努め、医師とも連携してきめ細やかに対応する。小学校中規模改修で照度改善を行った。

Q 視機能に限らず子供達の健康や発育発達に最善がなされるようにとの願いから質問提案した。私達はそれぞれ多様な存在。多様性のある政策を進めていくために今回の提案について、町長は前向きに検討することideよいか。

A 大切な部分なのでしっかりと取り組んでいきたい。

町営住宅の入居について、何故公募しないのか

答 人口増のため公募なしで、今後も続けて行く

山村博喜 議員



Q 令和二年度事業でリノベーション工事二戸を施工した町営住宅の入居者募集において、何故二戸の募集ではなく一戸だけの募集となったのか。

A 町外より当町にある事業所へ勤務し、居住も町内での希望者があり、島ハイツなどを紹介したが気に入ってもらえず。リノベーションした町営住宅へ入居できなければ、他町村で住宅を探すとのことだった。町外より入居いただくことは当町の人口増につながり何としても上松町に定住していただきたく、上松町定住促進住宅管理条例の中の、「ただし、災害その他特別の事由に係る者については、公開抽選によらず入居を許可することができる。」とあり特別扱いというか、これを適用し優先的に入居していただいた。

Q 人口増を図ることは大切なことだが、公平・公正の原則に反するのではないかと、空いている町営住宅が他にもありそこに入居いただく方法もとれたのではないかと、又町民がリノベーションした町営住宅入居者募集を知ったのと、町外より入居された方の情報



リノベーションを施工した町営住宅

を知りえた時期も公平・公正の原則に反するのではないかと、結果的に優先入居者のために一千万円ほどをかけリノベーション工事を行ったことになる。このような事象が発生した場合には、町民よりも町外からの入居者を優先するのか。

A 公平・公正よりも人口増は大切なことであるので、今後も町外からの入居者を優先して入居いただくことになる。

コロナの経済支援と町内循環車新設を提案

答 2億円弱予算措置実施、来年度試験運行する

森 茂雄 議員



Q 三月議会で二億円規模の緊急の具体的経済対策を提案したが、その結果を問う。

A 二億円弱の経済支援を予算化した。なお小中学校・養護学校給食費は永続的に無償とする。高校生徒の通学費・寮費等の公費負担は九月に予算化の予定。

Q コロナ流行前と現在、今後の景気回復の分析評価と足を運んだ実態調査を問う。

A 売上減少と融資額から宿泊・飲食、小売、製造業の順に経済的打撃が大きい。回復基調は未だ見えず商工会等の情報連携、相談体制強化や足を運んだ実態調査に努める。

Q 経済動向調査に基づき事業者、全町民に対して公正公平な支援策となっているか。

A 全町民へ一万円商品券を支給、学校給食費等の公費負担、自営業・中小企業支援、融資利子補給等、ワクチン接種会場・避難所整備等、公正公平な予算措置を行った。今後も必要な策を講じていく。

Q 買物・病院への移動手段の不安と不満が限界にあるため病院や買物等への町民の移動手段について提案する。

①役場所有の八人乗り乗用車

【令和元年住民アンケート結果】	
●暮らしにくさ	(%)
1 公共交通に不満	68
2 買物が不便	70
3 病院が不便	66
●自由意見の抜粋	
買い物等、生活面でかなり不利	
買い物などの不便以外上松は好き	
6、7人乗れるミニバン、週1回でも	
運転不安、免許返納しない高齢者多数	

を使用し役場職員または委託者が運転する。

②運賃としてガソリン代相当をご負担いただく。

③町内循環ルートや時刻など詳細は住民からの要望に基づき速やかに検討、実施する。

④地域公共交通協議会等所要の手続きを速やかに行う。

以上四点を整備し県地域交通政策課に申請すれば翌月から運行可能。異議代案あるか。

A 重要で喫緊の課題と認識し、現行の高齢者交通費助成事業の拡充を代案としたい。

Q 住民の切望に届かず代案にならない。町の定住と移住促進に深く係る問題である。役場職員の利活用も視野に入れて検討されたい。

A 秋までに案を検討し来年度から試験運行を目指す。

条例制定及び改正等の議決結果

専決処分	上松町税条例の一部を改正する条例について	承認
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	承認
	上松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	承認
	令和2年度上松町一般会計補正予算（第10号）	承認
	令和2年度上松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	承認
	令和2年度上松町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）	承認
条例	上松町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	可決
	上松町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町厚生住宅管理条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町手数料条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町地域包括支援センターの設置に関する条例の一部を改正する条例について	可決
補正予算	令和3年度上松町一般会計補正予算（第1号）	可決
	令和3年度上松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決
	令和3年度上松町水道事業会計補正予算（第1号）	可決
契約	工事請負契約の締結について（令和3年度道路メンテナンス事業費補助事業長坂棧道橋修繕工事）	可決
報告	令和2年度上松町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	—
	令和2年度上松町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について	—
計画	第6次上松町総合計画の策定について	可決
同意	上松町固定資産評価審査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	同意
	副町長の選任につき議会の同意を求めることについて	同意
陳情	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	不採択

条例制定及び 廃止の説明

- ①上松町税条例の一部を改正する条例について
（改正理由） 地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い上松町税条例の一部を改正するもの。
②一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
（改正理由） 管理職者を再任用することに当たり、再任用職員に支給する給与に管理職手当を追加、あわせて特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当を追加する改正。
③上松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
（改正理由） 移動系防災行政無線設備のデジタル化への対応及び老朽化に伴う不具合を解消するため、更新事業を計画し事業が完了したため、本条例において、更新に対応する改正を行ったもの。
④上松町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
（制定理由） 予防接種法第五条及び六条の規定に基づき実施した予防接種により、町民が健康被害を受けた場合において、医学的見地から必要な調査を行い、健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため設置する。
⑤上松町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
（改正理由） 上松町固定資産評価審査委員会条例の審査申出書及び口述書の捺印を廃止するのに伴い上松町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するもの。
⑥上松町厚生住宅管理条例の一部を改正する条例について
（改正理由） 現在厚生住宅は低所得者と母子家庭の者その他適当と認められた者と規定されているが、現在町営住宅への入居希望者は中堅以上の所得層からのニーズが高いため、中堅以上の所得層の入居の門戸を広げ移住定住等の促進を進めるため、条例の一部を改正する。
⑦上松町手数料条例の一部を改正する条例について
（改正理由） デジタル社会の形成を図るための法律が公布された。それに伴いマイナンバーカードの再発行手数料について条例に定めがあるため、当該規定が不要になることから削除する改正を行う。

⑧上松町地域包括支援センターの設置に関する条例の一部を改正する条例
 (改正理由) 新庁舎移転に伴い上松町地域包括支援センターの住所が変更された。

主な質疑

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

森議員 管理職の退職者がそのまま管理職で再任用されると働き方改善の若い方の起用に支障が生じるのではないかと
 A 現在すぐに課長に任用する職員が育っていないため、次の人材が育つまでの対応。

上松町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
 鈴木議員 今回の制定は新型コロナウイルスに対応する為の制定か
 A 新型コロナだけでなく町が行う全ての予防接種に該当。

上松町手数料条例の一部を改正する条例について
 鈴木議員 マイナンバーカードの役場職員の取得率は。

A 現在の職員の取得率は四十七%。もつと取得率を上げる様に啓発して行く。

第六次上松町総合計画の策定について

茂澄議員 今後のスケジュールはどうなっているか。

A 七月に完了予定。その後議会にも配布する。各戸の配布は考えていないがホームページにて閲覧出来る様にする。又アウトプットした物は役場に有るので自由に閲覧してもらえらる。

茂澄議員 答申で策定ごに設定した成果指標の達成状況取り組み状況について毎年度評価を実施し、進捗管理を行い評価の内容の見える化を図って頂きたい、とあるがどのようにするのか。
 A 毎年三月から七月までに評価して都度公表して行く。

全員協議会の報告

①第六次上松町総合計画について

②上松町総合戦略について
 二月十六日の全員協議会で

説明を受けた計画素案を議会、総合開発審議会、パブリックコメントによる意見を基に内容の一部を修正したため、修正箇所について、行政側から説明を受けた。
 また、同時に総合計画に合わせ、総合戦略についても説明を受けた。
 (六月八日、十八日)

③新庁舎二階執務室床の振動について

五月六日から新庁舎へ移り業務を開始したところ、二階の執務室床の振動が生じていることが判明した。
 この床の振動について、行政側から状況の説明と今後の対応等の説明を受けた。
 (六月八日、二十三日)

議会活動報告

委員会や個人活動以外の件

四月
 4日 上松町消防団編成式
 五月
 9日 大火記念日行事

選任

六月
 8日 上松町議会定例会
 8日 上松町議会全員協議会
 23日 上松町議会定例会
 上松町議会全員協議会

副町長
 村田 広司 氏

理由 任期満了による
 全会一致 同意

同意

上松町固定資産評価審査委員

畑中 清一 氏
 砂山 文明 氏
 和木 薫 氏

理由 任期満了による

全会一致 同意

編集後記

上松町でも六十五歳以上の方から順次、希望される方に新型コロナウイルス予防接種が行われています。接種会場では町内外の医療機関の方や行政職員の方が安全に十分注意を払って実施してくださっている姿に安堵を覚えます。

今回はひのき香る上松町役場新庁舎で初の上松町議会定例会、町民のみなさんにも傍聴に足を運んでいただきました。

大屋町長の二期目への所信並びに令和三年度の施政方針が表明され、今後十年間のまちづくりを推進するための上松町総合計画も議決されました。

大自然と共存してきた上松町の優しく力強い文化が、自然災害や感染症などによる社会的混乱の中で魅力を放っていくことができるよう、町民の皆さんと共に行政、議会が協働してまちづくりを進めていきたいと思いますので、ご理解ご協力をよろしく願います。
 (水澤)

議会報編集特別委員会

委員長 山本 勝己

副委員長 水澤 まどか

委員 鎌倉 寿恵

茂澄 統一